

国教公発第32号  
平成25年3月12日

第29期国立市公民館運営審議会  
委員長 山家 悠紀夫 様

国立市公民館  
館長 石田 進



### 第29期国立市公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定により、下記の件について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

#### 記

#### 1. 諮問内容

現代の地域社会に求められる公民館の事業について

#### 2. 諮問理由

国立市公民館は、国立市社会教育活動の中核として、市民の生活や地域に関する課題を解決するための事業及び市民の自主的な学習の支援を努めてきました。公民館の諮問機関である国立市公民館運営審議会からも学習のあり方などの答申をいただき公民館事業に反映するとともに大きな柱としてきました。

一方、現代では社会状況が大きく変化し、地域的な繋がりやコミュニティの希薄化が指摘され、公民館事業のさらなる発展が求められています。

平成23年6月に発足した第6期中央教育審議会生涯学習分科会では、中央教育審議会答申提言内容や第5期中央教育審議会生涯学習分科会検討状況等を受け、東日本大震災等の社会状況の著しい変化も踏まえ、今後の生涯学習・社会教育の振興に関する具体的方策を審議しています。

平成25年1月、同分科会「議論の整理」では、社会教育は個人の自立に向けた学習のニーズや絆づくり・地域づくりに向けた体制づくりのニーズに対応するうえで、中心的な役割を担っていくことが期待され、さらに、社会教育行政は公民館等の社会教育施設における講座等の実施を中心とした社会教育担当部局で完結した「自前主義」から脱却し、社会教育施設間の連携の強化のみならず、首長部局や大学等・民間団体等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくという「社会教育行政の再構築」（ネットワーク型行政の推進）を確実に実施していくことが強く求められています。

このような状況の中で、今後の公民館の事業について、以下の項目をご検討いただきたいと思います。

#### 3. 検討項目

- (1) 少子高齢社会における絆づくり・地域ネットワークづくりに資する公民館事業
- (2) 地域の大学・企業・民間団体等の人材や学習資源を活用した学習事業

#### 4. 答申期限

平成26年6月末日